平成２１年（フ）第１２０号
北海道河東郡音更町木野西通13丁目13番地10
メゾンリヴェラル202号室
債務者　長崎　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
北海道帯広市西19条南４丁目１番15号
債務者　楠本祐一郎
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
北海道河西郡芽室町西２条南５丁目１番地
花園西公住242号
債務者　古川美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
北海道帯広市西６条南11丁目１番地８　長寿荘７号室
債務者　玉置　公雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地49　エスペランス242―201号
債務者　岡部ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
北海道帯広市西４条南22丁目２番地４
債務者　工藤　千賀
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
北海道帯広市東４条南５丁目４番地
債務者　中山　秀章
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
栃木県足利市福居町427番地１　ラフォーレ福居102号室
債務者　阿部　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１００号
栃木県足利市福居町427番地１　ラフォーレ福居102号室
債務者　阿部加代子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０１号
栃木県足利市福居町427番地１　ラフォーレ福居102号室
債務者　阿部　友彦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０５号
栃木県足利市猿田町６番地７
債務者　山田由佳里
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０８号
栃木県足利市久松町127番地２
債務者　長島謙太郎
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８８号
北海道帯広市西20条南２丁目42番10号
債務者　都築　祥昭
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
北海道帯広市西23条南４丁目37番地19
債務者　瀬沼　道代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
北海道河東郡音更町木野東通４丁目９番地
プリオール三田Ⅱ１―１Ａ
債務者　小西　道代（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係